

健康診断のご案内

○一般健康診断

一般定期健康診断（労働安全衛生規則 第44条）

時期：1年以内ごとに1回

御加入の健康保険組合様によっては、一般健康診断の項目の一部または全部を含む指定項目の受診で、年度内に1度、健診費用の補助が出る場合がございます。

御希望の場合はご加入の健康保険組合をご確認の上、お申込み時にご相談ください。

※ 35歳を除く40歳未満の方は、医師の指示により一部項目の省略が可能(※1)ですが、原則、省略しない項目でのご案内をさせていただきます。産業医等の指示により項目を省略する場合は、お申込の際にお知らせください。

(※1)経時的な変化や自他覚症状を勘案することなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略可能と認める場合においてのみ可能。

雇入時健康診断（労働安全衛生規則 第43条）

時期：労働者を雇入れる時

必要な項目は定期健診と同様です。

年齢に依らず、項目の省略はできません。

特定業務従事者の健康診断（労働安全衛生規則 第45条）

時期：6ヶ月以内ごとに1回（定期健診から6ヶ月以内）

深夜業など、特定の業務に従事する方は実施が必要です。

項目は定期健診と同様ですが、胸部X線検査は、1年以内ごとに1回の実施で足りるとされているため、定期健診で実施していれば省略可能です。詳細は御相談ください。

○特殊健康診断

特定の化学物質等にばく露される場合、それぞれの物質ごとに定められた健康診断が必要です。

有機溶剤健康診断（有機溶剤中毒予防規則 第29条）

鉛健康診断（鉛中毒予防規則 第53条）

特定化学物質健康診断（特定化学物質障害予防規則 第39条）

石綿健康診断（石綿障害予防規則 第40条）

電離放射線健康診断（電離放射線障害防止規則 第56条）

除染電離放射線健康診断（除染電離則(※2) 第56条）

(※2)東日本大震災により生じた汚染物質により汚染された土壌等を除染するための業務に係る電離放射線障害防止規則

時期：雇入れ時、当該業務への配置換え時、およびその後6ヶ月以内ごとに1回

(一部の特殊健康診断は2023年度からの法改正により、要件を満たすことで実施頻度が緩和可能となります。)

じん肺健康診断（じん肺法 第3条、第7条～第9条の2）

時期：当該業務への就業時、およびその後3年以内ごとに1回(※3)

(※3)管理区分1の方。管理区分が2以上の場合、1年以内ごとに1回となります。

主な健康診断を記載しております。

上記以外にも実施しておりますので、詳細はお問合せください。

○一般健康診断

検査項目		定期健診 雇入時健診	成人病A	成人病B	成人病C	協会けんぽ 一般健診
問診・診察		●	●	●	●	●
身体計測 (身長・体重・BMI)		●	●	●	●	●
腹囲測定		●	●	●	●	●
視力検査		●	●	●	●	●
聴力検査 (オーディオメータ 1000、4000Hz)		●	●	●	●	●
血圧測定		●	●	●	●	●
尿検査	尿糖	●	●	●	●	●
	尿蛋白	●	●	●	●	●
	尿潜血		○	○	○	○
血液検査	貧血	白血球数	○	○	○	○
		赤血球数	●	●	●	●
		血色素量	●	●	●	●
		ヘマトクリット	○	○	○	○
		血小板数			○	○
	肝機能	AST (GOT)	●	●	●	●
		ALT (GPT)	●	●	●	●
		γ-GTP	●	●	●	●
		ALP			○	○
		A/G比				○
	脂質	総ビリルビン				○
		中性脂肪	●	●	●	●
		HDLコレステロール	●	●	●	●
		LDLコレステロール	●	●	●	●
	血糖	総コレステロール		○	○	○
		空腹時血糖		●	●	●
		HbA1c	●	●	●	●
	腎機能	尿酸			○	○
		クレアチニン、eGFR			○	○
		BUN				○
	その他	総蛋白				○
		LDH				○
	心電図検査		●	●	●	●
胸部X線 (デジタル撮影：直接撮影相当)		●	●	●	●	●
胃部X線 (デジタル撮影：直接撮影相当)			○	○	○	○
便潜血検査 (2回法)					○	○
眼底検査 (両眼)				○	○	
料金 (税抜)		¥8,000	¥17,500	¥19,100	¥21,100	*
料金 (税込)		¥8,800	¥19,250	¥21,010	¥23,210	¥5,282

●：労働安全衛生規則で定められた必須項目

※胃部X線検査は午前中のみの実施となります。

※協会けんぽ一般健診の料金は、協会けんぽからの補助を差し引いた金額です。2023年度から負担額が変更となります

成人病A～C

定期健診に成人病予防のための項目を追加したオリジナルの健診コースです。
その他、必要に応じてオプション検査などをご活用ください。

協会けんぽ 一般健診

協会けんぽ (全国健康保険協会) に加入している、年度末35歳以上の方が受診できます。
健康保険組合による健康診断の例として記載しています。

○有機溶剤健康診断

名称	検査項目	料金/円 (税込)
有機溶剤 (基本項目)	業務の経歴の調査 作業条件の簡易な調査 有機溶剤による健康障害の既往歴の調査 自覚症状および他覚症状の既往歴の調査	2,530

※特定の有機溶剤を重量の5%を超えて含有する場合、基本項目に加えて以下の項目の追加検査が必要です

物質名	追加検査項目	料金/円 (税込)
エチレングリコールモノエチルエーテル エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル エチレングリコールモノメチルエーテル	貧血検査 血色素量 赤血球数	550
オルト-ジクロロベンゼン クレゾール クロロベンゼン 1,2-ジクロロエチレン	肝機能の検査 GOT(AST) GPT (ALT) γ-GTP	1,320
キシレン	尿中のメチル馬尿酸の量の検査	2,200
NN-ジメチルホルムアミド	尿中のN-メチルホルムアミドの量の検査 肝機能の検査	5,720
1,1,1-トリクロロエタン	尿中のトリクロロ酢酸 または総三塩化物の量の検査	2,200
トルエン	尿中の馬尿酸の量の検査	2,200
二硫化炭素	眼底検査 (両眼)	1,650
ノルマルヘキサン	尿中の2.5ヘキサンジオンの量の検査	4,400

○特定化学物質健康診断 (特別有機溶剤)

名称	料金/円 (税込)	名称	料金/円 (税込)
エチルベンゼン	4,510	1・2-ジクロロエタン	3,630
クロロホルム	3,630	ジクロロメタン	3,960
四塩化炭素	3,630	スチレン	9,680
1・4-ジオキサン	3,630	メチルイソブチルケトン	2,310

特別有機溶剤と他有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤等は、
特定化学物質健康診断と有機溶剤健康診断の両方の実施が必要です。

○特定化学物質健康診断

名称	料金/円 (税込)	名称	料金/円 (税込)
インジウム化合物	13,860	シアン	2,310
塩素化ビフェニル	2,310	ニッケル	2,310
カドミウム	6,710	弗化水素	2,310
コバルト	2,310	マンガン	2,640
シアン化合物	2,310	溶接ヒューム	2,640

記載の物質以外にも特殊健康診断を実施しております。

実施の可否や料金など、詳細は健診機関までお問い合わせください。

○特殊健康診断

名称	検査項目	料金/円 (税込)
鉛 ※1	業務の経歴の調査 作業条件の簡易な調査 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の検査 自覚症状の有無の調査 血液中の鉛の量の検査 尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査	7,480
石綿	業務歴・既往歴の調査 自覚症状および他覚症状の有無の検査 胸部X線検査	3,850
電離放射線 ※2 除染電離放射線 ※2	被ばく歴の有無の調査 血液検査 白血球数および白血球百分率の検査 赤血球数、色素量、ヘマトクリット値の検査 白内障に関する眼の検査 皮膚の検査	3,300
じん肺	粉じん作業職歴調査 胸部X線検査	3,850

※1 医師が必要と判断した場合、追加となる項目があります。追加が必要な場合はご相談ください。

※2 (除染) 電離放射線健康診断の就業の可否については記載いたしませんのでご注意ください。

○その他

情報機器作業健康診断	4,950円 (税込)
オプション検査	内容、料金は別紙参照ください
ストレスチェック	内容、料金は別紙参照ください

■健康診断受診の際の注意

一般健康診断は採血検査があるため、食事制限があります。

午前中の一般健康診断受診は、原則、絶食状態にて受診をお願いいたします。

午後に一般健康診断を受診する場合は、昼食を抜いての受診をおすすめいたします。

血糖検査に関する法改正(下部参照ください)により、食後3.5時間以内の受診は法定項目を満たさなくなる場合があります。

同様に健康保険組合様指定の項目で一般健康診断を受診する場合も、食後3.5時間以内の受診は健診費用の補助が出ない場合がございます。その場合、事業所様へ全額御請求または追加検査費用等を御請求させていただきますので、御了承ください。

■健康診断に関わる直近の法改正について

一部の特殊健康診断における実施頻度の緩和 ※2023年4月1日より施行(一部改正 基発0907第1号 令和4年9月7日)
有機溶剤、鉛、一部の特定化学物質の健康診断において、要件を満たすことで実施頻度を1年以内に1度の実施へ緩和することが可能となります。

血糖検査の取扱い ※2020年12月23日より施行(基発1223第7号 令和2年12月23日)

一般健康診断(定期、雇入、特定業務)の血糖検査において、HbA1cでの代用が認められ、食直後(食後3.5時間未満)の随時血糖検査が認められなくなりました。

特殊健康診断の項目見直し ※2020年7月1日より施行(基発0304第3号 令和2年3月4日)

有機溶剤健康診断および一部の特殊健康診断について、項目の見直しがありました。

お問合せ先

公益財団法人福島県労働保健センター

〒960-0114 福島県福島市冲高字北貴船1-2 TEL: 024-554-1133 FAX: 024-554-5188